

平成20年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(環境省関係)

平成19年7月12日

全 国 知 事 会

1 環境保全対策の推進について

1 地球温暖化対策の推進等

国内における温室効果ガス削減については、「京都議定書目標達成計画」の評価・見直しを徹底して行い、実効性のある方策を着実に推進するとともに、国と地方が一体となって国民運動を展開し、「京都議定書」の約束達成を図ること。

特に、自動車に関し、渋滞緩和や低燃費車の普及促進等による地球温暖化防止策の充実に加え、排出ガスの規制強化、低公害車の普及促進等による大気汚染防止策の一層の充実を図ること。

また、光化学オキシダント濃度レベルの上昇要因について、早急に原因究明を図り、必要な場合は、国際的対応も視野に入れた対策を講じること。

【具体的な要望事項】

- (1) 「京都議定書目標達成計画」の評価・見直しを徹底して行い、実効性のある方策を着実に推進するとともに、国と地方が一体となって国民運動を展開し、「京都議定書」の約束を確実に達成し、京都議定書の目標期間後についても、長期的視点に立った施策の推進を図ること。
- (2) 国際会議等や政府間交渉において日本政府が主導権を発揮し、すべての国が地球温暖化防止に向けた行動を始めるよう各国へ働きかけること。
- (3) 環境税などの経済的な手法で環境保全の行動を促す仕組みについては、その効果や問題点について十分な調査・研究を行うとともに、地方自治体が環境政策に果たす責任と役割を踏まえ国民のコンセンサスを得ながら導入に向けた検討を進めること。
- (4) 自動車の排出ガス及びCO₂に係る総合的対策を推進すること。また、低公害・低燃費車、大気汚染物質の排出の少ない燃料及び化石燃料に代わるエネルギーの普及に向け、技術開発及び条件整備を図るとともに、自動車メーカー等の民間に対しても、一層の働きかけを行っていくこと。
- (5) 光化学オキシダント濃度レベルの上昇要因について早急に原因を究明し、必要な場合は、国際的な対応も視野に入れた対策を行うこと。

2 廃棄物対策等の推進

廃棄物の資源化や処理を円滑・適正に進めるため、諸施策を充実し、推進すること。

また、産業廃棄物や特定家庭用機器等の不法投棄の防止対策など、不適正処理対策の推進のため、排出者責任の徹底や費用徴収方法などについて見直しを図るとともに、広く国民に対して、「リデュース・リユース・リサイクル」の普及について取り組むこと。

さらに、持続可能な循環型社会を形成するために、製品の製造者などが製品の使用後にも一定の責任を果たす拡大生産者責任の考え方を徹底し、生産者が製品の循環的な利用や適正な処分を推進するよう廃棄物処理システムを早期に構築すること。

【具体的な要望事項】

- (1) 産業廃棄物の処理を円滑・適正に進めるための施策の充実を図ること。
- (2) 公共関与による産業廃棄物最終処分場の広域的整備を促進すること。
- (3) PCB廃棄物の適正処理を推進するための施策の充実を図ること。特に蛍光灯安定器及び微量PCB混入電気機器等について早急に処理体制を整備すること。さらに、安全な処理について日本環境安全事業株式会社の指導監督を徹底すること。
- (4) 安定型最終処分場を設置するにあたっては、処分場周辺の水道水源域等生活環境への影響に配慮して、設置の許可基準及び処分場への廃棄に関する規制を強化するとともに、処分場等の建設に係る技術開発を推進すること。さらに、安定型最終処分場の維持管理については、安全で適正な管理が確保できるよう技術的支援を確立すること。
- (5) 産業廃棄物や特定家庭用機器等の不法投棄の防止対策など、不適正処理対策の推進のため、排出者責任の徹底や費用徴収の方法などについて実効性ある制度を確立するとともに、処理体制等の整備・拡充を図ること。
また、特定家庭用機器再商品化法の見直しに当たっては、地方公共団体の意見を反映させること。
特にリサイクル費用を販売時に徴収する制度に改正するとともに、対象品目の拡大を図ること。
- (6) 全国的に問題になっている硫酸ピッチの対策について、軽油識別剤の不正な除去行為や硫酸ピッチの生成行為の禁止について法整備を行うこと。
また、不法投棄された硫酸ピッチについて、支援策の一層の充実を図ること。
- (7) 廃棄物の資源化や適正処理を推進する観点から、「循環型社会形成推進基本計画」のフォローアップを十分に行い、基本計画の一層の充実を図る

こと。

- (8) 廃棄物処理等についての国民の関心・理解を、一層増進させるために、「リデュース・リユース・リサイクル」の普及啓発を、積極的に行うこと。
また、拡大生産者責任の考え方を徹底し、再使用、再商品化が可能な製品開発の積極的な促進など、製造段階からの発生抑制への取組みの促進を図ること。
- (9) 容器包装廃棄物の発生抑制と再使用を促進するため、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に係る事業者と区市町村との役割分担及び費用負担の見直しについて、引き続き検討を進めること。

3 アスベスト対策の推進

「アスベスト問題に係る総合対策」の計画的な推進に加え、健康被害を発見するための検診制度の確立や患者救済のための石綿健康被害救済制度の充実、アスベスト飛散防止のための規制の強化など、国の責任においてアスベスト対策の充実強化を図ること。

【具体的な要望事項】

- (1) 関係省庁が設置している各種相談窓口と自治体の窓口との相互連携を強化するとともに、専門的な相談支援体制を充実すること。
- (2) アスベストと健康被害の因果関係の解明に努め、労働災害における健康被害者とその他の健康被害者との間等で、救済措置に格差が生じることのないよう、十分な措置を講じること。
- (3) 健康被害者の早期発見のための検診方法の確立、治療方法の研究、地域による偏りのない治療体制の充実、医療スタッフの確保と知識・技術の向上などを図るとともに、検診費補助等の必要な措置を講じること。
- (4) 「中皮腫登録のあり方についての研究」の一環である健康調査を希望者すべてが受診できるよう対象者を拡大し継続的な実施を図ること。また、経過観察が必要な者については継続した健康管理を国の責任において行うこと。
- (5) 石綿による健康被害の救済に関する法律施行後の申請前死亡者も救済対象となるよう、対象者の見直しを図ること。
- (6) 建築物の解体に伴うアスベストの飛散防止のため、建築材料の範囲を拡大するとともに、解体に係る作業基準を明確にするなど、より一層の規制強化を行うこと。
- (7) 大気中のアスベスト濃度や建材中のアスベスト含有に関して、正確かつ迅速に測定する手法の開発を行うこと。
- (8) 一般大気環境におけるアスベストの環境基準を設定し継続的な濃度調査を実施するなど監視体制の一層の強化を図ること。また、アスベスト除去等作業現場及び含有建材破砕作業場における敷地境界基準を設定し、大気汚染防止法に濃度測定義務を規定すること。
- (9) アスベスト廃棄物の無害化処理技術の開発、国による安定的な処理体制を早期に確保すること。
- (10) アスベスト及びアスベスト含有建材の取扱事業者、使用実態、経年劣化、管理方法等について、国が把握している情報を一元的にとりまとめ、国民に対して早急に分かりやすく提供すること。